

上 尾 市

上尾市消防本部 訓令第1号

上尾市教育委員会

本

序

出

先

機

関

上

尾

市

消

防

本

部

上

尾

市

教

育

委

員

会

事

務

局

市

立

教

育

機

関

上尾市職員カスタマー・ハラスメント基本方針策定委員会

上尾市職員カスタマー・ハラスメント基本方針策定委員会設置規程を次のように定める。

令和8年1月30日

上尾市長 畠山 稔

上尾市消防長 中山 一之

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上尾市職員カスタマー・ハラスメント基本方針策定委員会設置規程

(設置)

第1条 上尾市職員カスタマー・ハラスメント基本方針の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市職員カスタマー・ハラスメント基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市職員カスタマー・ハラスメント基本方針の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

(1) 本市のカスタマー・ハラスメント基本方針の基本的な課題の検討に関すること。

(2) カスタマー・ハラスメントに関する施策及びその事例の調査研究に關すること。

(3) カスタマー・ハラスメントに関する基礎資料の収集に關すること。

(構成)

第3条 委員長は、総務部次長（総務部次長が複数いる場合にあっては、総務部職員課の事務を分掌する総務部次長）の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市長政策室広報広聴課長	行政経営部納税課長	総務部総務課長	二
ども未来部保育課長	健康福祉部生活支援課長	市民生活部保険年金	
課長	都市整備部道路河川課長	消防本部消防総務課長	教育委員会
事務局教育総務部教育総務課長			